

# 株式会社の機関設計

## 実務研究

日本税務会計学会

3月 月次研究会



芦澤 博〔武蔵府中〕

### はじめに

新会社法における会社区  
分上の2つの定義(①所有  
と経営の関係の視点②規模  
の視点)を述べる。

#### ① 公開会社

その発行する株式の全部  
又は一部の株式の内容とし  
て譲渡による当該株式の取  
得について株式会社の承認  
を要する旨の定款の定めを  
設けていない株式会社(法  
25)をいう。

・一株でも譲渡制限のない  
株式を発行する株式会社  
Cf 「公開会社でない株  
式会社」…発行するすべ  
の株式に譲渡制限が付され  
ている株式会社をいう。↓

#### ② 大会社

次に掲げる要件のいずれ  
かに該当する株式会社(法  
26)をいう。

イ 最終事業年度に係る貸  
借対照表(定時株主総会に  
報告されたもの)あるいは成  
立の日の貸借対照表)に資  
本金として計上した額が五  
億円以上であること。

ロ 最終事業年度に係る貸  
借対照表の負債の額の計上  
した額の合計額が二百億円

以上であること。

Cf 「大会社でない株式  
会社」↓「中小株式会社」

### 1 機関設計の基本形

▼株式会社は、株主総会  
と1人の取締役を設置し  
なければならない(法  
326①)。

▼株式会社は、取締役会  
計参与、監査役、監査役  
会、会計監査人、委員会  
を置くことができる。こ  
れらのどの機関を置くか  
は定款に定めなければな  
らない(法326②)。

### 2 取締役会設置会社

▼取締役は、3人以上で  
なければならない(法  
331④)。

▼監査役を置かなければ  
ならない。ただし、公開  
会社でない会計参与設置  
会社は例外とする(法  
327②)。

▼公開会社は、取締役会  
が必須である(法327  
①一)。

### 3 会計参与

▼会計参与の設置は、株

### 【9マトリックスによる図解】

		中小会社		大会社
		会計監査人不設置	会計監査人設置	会計監査人
譲渡制限 会社	取締役会 不設置	取締役(1人又は2人)	取締役(1人又は2人)	取締役
			監査役	監査役
	取締役会 設置	取締役(3人以上)	取締役(3人以上)	会計監査人
		監査役(又は会計参与)	監査役	監査役
公開会社		監査役会	監査役会(又は委員会)	監査役会(又は委員会)
	取締役会	取締役(3人以上)		会計監査人
		監査役	監査役	監査役
		監査役会	監査役会(又は委員会)	監査役会(又は委員会)

出典：野村修也「わかりやすい新会社法②<総論II>機関設計のコンセプト」より編集  
(第一法規刊新会社法A2Z JUNE2005 Vol.3)

### 説明

れはならない(法327⑤)。  
以上を図解すると、たと

えは次のようになる。【9  
マトリックスによる図解】

### 新会社法の経過措置

#### 1 特例有限会社の特則

現行有限会社は、新会社  
法のもとではすべて株式会  
社として扱われるが、商号  
の中に有限会社という文字  
を用いなければならない。

#### 2 新株式会社の特則

現行株式会社は、新会社  
法の下で株式会社として存  
続する。従前の規定により  
新会社法施行後に設立さ  
れた株式会社(合併、新設  
分割、株式移転によるもの  
を含む。以下同)について  
も同様の取扱いとなる(整  
備法66①)。このような会  
社を「新株式会社」という  
(整備法66②)。

#### 1 株式の譲渡制限の定め

定款には、その発行する  
全部の株式の内容としてそ  
の株式を譲渡により取得す  
ることについて会社の承認  
を要する旨の定めがあるも  
のとみなす(整備法9)。

#### 2 株主総会以外の機関の 設置

定款の定めにより監査役  
を置くことができる\*(整  
備法17①)。大会社に該当  
しても会計監査人を置かな  
くてよい(整備法17②)。  
\*会計参与は置けないこと  
に注意。

#### 3 取締役、監査役の任期

任期の定めはない(整備  
法18)。

#### 4 監査役の監査範囲

監査役を置く旨の定款の  
定めのあるときは、その監  
査役の監査の範囲は会計に  
関するものに限定する旨の  
定めがあるものとみなす  
(整備法24)。

#### 5 株式会社への移行

特例有限会社は株式会社  
に移行することができる。

#### 1 特例有限会社の特則

その場合には、定款を変更  
してその商号中に株式会社  
という文字を用いて、特例  
有限会社の解散登記と商号  
変更後の株式会社の設立登  
記をしなければならない  
(整備法45①②、46)。

れはならない(法327⑤)。  
以上を図解すると、たと

えは次のようになる。【9  
マトリックスによる図解】

現行有限会社は、新会社  
法のもとではすべて株式会  
社として扱われるが、商号  
の中に有限会社という文字  
を用いなければならない。

現行株式会社は、新会社  
法の下で株式会社として存  
続する。従前の規定により  
新会社法施行後に設立さ  
れた株式会社(合併、新設  
分割、株式移転によるもの  
を含む。以下同)について  
も同様の取扱いとなる(整  
備法66①)。このような会  
社を「新株式会社」という  
(整備法66②)。

式会社において任意であ  
る。

### 4 監査役会設置会社

▼取締役会を置かなけれ  
ばならない(法327①  
二)。

▼公開会社である大会社  
は監査役会を置かなけれ  
ばならない(法328  
①)。

### 5 会計監査人設置会社

▼会計監査人を置かなけ

▼監査役を置かなければ  
ならない。ただし、委員  
会設置会社を除く(法  
327③)。

### 6 委員会設置会社

▼大会社は会計監査人を  
置かなければならない  
(法328①②)。

▼取締役会を置かなけれ  
ばならない(法327①三)。  
▼監査役を置いてはなら  
ない(法327④)。

### 6 委員会設置会社

▼会計監査人を置かなけ

▼監査役を置かなければ  
ならない。ただし、委員  
会設置会社を除く(法  
327③)。

### 7 会計監査人

現行の商法特例法第三  
章小会社に関する特例第22  
条及び現行有限会社法第33  
条の2において、監査役の  
監査の範囲が会計に関する  
事項に限定されていること  
に対応して、定款に定めを  
置くことで同様の取扱いを  
認めるものである。

「×××設置会社」  
とは、ある機関を置く

### 5 特例有限会社の特則

特例有限会社は、新会社  
法のもとではすべて株式会  
社として扱われるが、商号  
の中に有限会社という文字  
を用いなければならない。

現行の商法特例法第三  
章小会社に関する特例第22  
条及び現行有限会社法第33  
条の2において、監査役の  
監査の範囲が会計に関する  
事項に限定されていること  
に対応して、定款に定めを  
置くことで同様の取扱いを  
認めるものである。

### 8 委員会

特例法では大会社にの  
み認められていたが、新会  
社法では、取締役会設置会  
社で会計監査人設置会社で  
あれば、譲渡制限会社であ  
る中小会社でも設置できる。

しかし、委員会制は、企業  
統治と係わりのある内部統  
制システムの一つであり、  
その機能は、経営の監視を  
委ねる社外取締役の手腕に  
懸かっているとされる。

### 5 特例有限会社の特則

特例有限会社は、新会社  
法のもとではすべて株式会  
社として扱われるが、商号  
の中に有限会社という文字  
を用いなければならない。